

告示日7月19日(木)

8月5日(日)は

# 長野県知事選挙の投票日



● 問い合わせ 選挙管理委員会事務局 (☎34-3000 内線1220~1222)

選挙は、私たちが政治に参加する最も重要な基本的な機会です。ご家族、ご近所お誘い合わせ、投票日当日都合の悪い方は、期日前投票をご利用ください。



昨年度、松本美須ヶヶ丘高等学校で行われた模擬選挙の様子

## 投票できる方

松本市の選挙人名簿に登録され、投票日当日に選挙権を有する次の方が投票できます。

- ・ 日本国民の方
- ・ 18歳以上(平成12年8月6日以前に出生)の方
- ・ 30年4月18日以前から松本市に住居登録のある方

※市内で住所を異動し、7月6日(金)までに、転居届を市へ提出した方は、新住所の投票所で投票できます。それ以降に提出した方は、旧住所の投票所での投票になります。

## 【松本市に転入した方】

4月19日以降に県内の市町村から松本市へ転入した方は、前住所地(選挙人名簿登録

地)の市町村での投票になります。この場合「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」等が必要になりますので、最寄りの市町村で交付を受けてください。

## 選挙のお知らせ

選挙のお知らせ(はがき)を各有権者の世帯主あてに郵送します。はがきは圧着式で、中を開けると1枚に6人分までの入場券が印刷されています。投票の際には各自で切り離してお持ちください。

入場券を持参しなくても、選挙人名簿に登録があれば投票

## 投票所と投票時間

投票所は、お住まいの住所または町会により指定されますので、郵送される「選挙のお知らせ」を確認の上、お出かけください。

投票時間は、午前7時から午後8時までですが、一部の投票所は終了時間が繰り上げとなります。

前回と場所が変更となる投票所は、表①のとおりです。

●表① 場所が変更となる投票所

投票区	前回投票所	長野県知事選挙
13	松本深志高等学校柔剣道場	松本深志高等学校講堂
21	松本市和田公民館	松本市和田児童センター
23	松本短期大学体育館	笹賀農村環境改善センター(笹賀公民館)
37	松本市寿台地区福祉ひろば	松本市寿台体育館
38	松本市立本郷小学校体育館	浅間温泉文化センター大会議室
43	惣社公民館	惣社公民館分館
46	松本市鎌田児童センター	鎌田地区公民館
47	ポリテクセンター松本大教室	長野県松本技術専門学校体育館
67	特別養護老人ホームうつくしの里	ふれあい山辺館2階(白糸の湯2階)

投票日当日に都合のつかない方は、期日前投票の制度をご利用ください。

利用する場合は、投票所に備えてある「宣誓書兼請求書」の記入が必要です。

不在者投票ができる施設として指定されている病院や老人ホーム等に入院・入所中の

### 期日前投票のご利用を

期日前投票の場所や期間などは、表②のとおりです。

### 病院や老人ホームでの不在者投票

●表②【期日前投票所】

期間	投票所	時間
7月20日(金)～8月4日(土) ※16日間	松本市役所東庁舎 4階	午前8時30分～ 午後8時
	松本駅自由通路	
	長野県松本合同庁舎 1階	
	なんぶくプラザ 1階	
7月27日(金)～7月29日(日) ※3日間	松本市勤労者福祉センター【臨時】※	午前10時～ 午後8時
8月2日(木)～8月4日(土) ※3日間	松本市役所四賀支所	午前8時30分～ 午後7時
	松本市役所梓川支所	
	松本市役所波田支所	
	情報創造館 ⇒笹賀農村環境改善センター (笹賀公民館)※	
	松本市役所安曇支所	
	奈川文化センター夢の森	
		午前8時30分～ 午後6時

※松本市勤労者福祉センター……今回臨時で開設します。

※笹賀農村環境改善センター(笹賀公民館)……情報創造館期日前投票所は、今回の選挙から、笹賀農村環境改善センターへ移転します。

### 【郵便等投票の制度】

表③のような、重度の障害などある方が、自宅等にいなから郵便等で投票できる制度です。郵便等投票をするためには選挙管理委員会へ事前の申請が必要です。

長野県知事選挙の投票用紙等の請求期限は8月1日(水)必着です。お早めに手続きをしていただくようお願いします。

また、郵便等投票ができる方のうち、表④に該当する自ら投票できない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方に、代理で投票に関する記載をしていただくことができます。代理記載制度を利用するためには事前の申請が必要です。

●表③

障害等の区分	障害等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能 1級か2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸 1級か3級
	免疫、肝臓 1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹 特別項症～第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓 特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分 要介護5

●表④

障害等の区分	障害等の程度
身体障害者手帳	上肢または視覚 1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚 特別項症～第2項症

### 【代理投票 (代理記載投票)】

体の不自由な方などのための制度で投票所係員が補助者となり、あなたの意思を代筆します。秘密は固く守られます。

### 【点字投票】

目の不自由な方のためにある制度で、投票所で申し出てください。投票所係員にお申し出ください。

### 滞在地での不在者投票

方は、その施設内で不在者投票ができます。お早めに各施設へお問い合わせください。

出張や旅行で他の市町村に滞在している場合は、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票ができません。

投票用紙等を松本市選挙管

### 福祉サービスの利用

選挙管理委員会から取り寄せ、その投票用紙を滞在地の選挙管理委員会へ持参して投票します。事前に手続きができますのでお問い合わせください。

高齢者や障害者などの方で、投票所へ行くことが困難な場合は、福祉サービスを利用し

て、投票に行くことができます。詳しくは、サービス支援担当者にお尋ねください。

